明治四十一年二月十三日第三種郵便物認可　（日刊）日曜及祭日の翌日休刊　明治四十二年十月六日（水曜日）　第二百卅一號（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

寄書

韓國に於ける訴訟當事者の權能（一）

増本好三郎

余輩淺學無才を顧みず茲に京城新報の餘白を借り賢明なる當局者と大方識者の高敎を乞はんと欲するものは他なし韓國に於て訴訟行爲を爲すべき當事者は假令辯護士の在るときと雖辯護士以外の一般の訴訟能力者即ち親族雇人若くは此等身分上の關係なき訴訟能力者を代理人に選任し理事廳若くは法務院に出廷せしむることを得るや否やにありとす、命令韓國に於ける裁判事務取扱規則を繙き之を通覽するに其第十七條に於て實に左の如き規定の存するを見る

辯護士の在るときと雖當事者は理事廳又は法務院の許可を得て訴訟能力者を代理人と爲すことを得

法文簡にして稍々明晰を缺ぐの嫌なきに非ずと雖も宜しく該法條を咀嚼玩味するときは法意自ら釋然たるものあらん

今試みに同條前段の文詞と後段の結句とを綜合考覈するときは當事者は辯護士の在るときと雖も常に辯護士以外の訴訟能力者を代理人に選任することを得と解釋するを得べし群言すれば同條は理事廳若くは法務院の權能を規定したる法條に非ずして全く訴訟當事者の權能を規定し韓國に於て訴訟行爲を爲すべき當事者は假令辯護士の在るときと雖も辯護士以外の一般の訴訟能力者（即ち叙上の廣汎なる意義に於ける訴訟能力者）を代理人に選任し自己に代り訴訟行爲を爲さしむべき機能を有することを規定したる法意なることは識者を俟て後ち知るべきに非ざるなり（續）

●煙草産地と産額（一）

次に煙草産出額は正確なる統計の據て徴すべきものなきが故に之を知るに由なしと雖も都市場の集散高、各地點檢の收獲量及一人當喫煙量等を斟酌し之を概算せしものを各道別に示せば左の如し

京畿道	四十二萬〇〇九十九貫目
忠淸北道	二十八萬千六百七十八貫目
忠南道	二十六萬八千七百六十貫目
慶北道	三十一万九千八百二十一貫目
慶南道	三十七萬八千七百廿一貫目
全北道	三十五萬千七百三十一貫目
全南道	二十万六千八百卅五貫目
黄海道	三十五萬千六百卅四貫目
平安道	三十三萬千九百三十五貫目
平北道	廿九萬四千九百〇二貫目
咸南道	卅一万七千五百四十六貫目
咸北道	廿七萬七千四百七十九貫目
江原道	四十六萬五千三百七十一貫目
計	四百五十三万六千五百十二貫目

以上の如くにて概して山間の僻地に産額の多きを示せり尚一反歩當收穫を見るに少なきは四貫目多きは八貫目を普通とし三十貫目以上に出ると稀なり故に全國平均の反當收穫量を求めんとせば十五六貫匁ならんか總産額四百五十餘萬貫は素より幹干付のものゝ多きを以て其正味に至つては三百五十萬貫の上に出ることなかるべし而して其耕作反別たるや約二萬八千餘町歩なり到る處廣濶たる空地ありて耕地の餘裕あるが爲ならんも之が耕鋤肥培上に要するもの少なからず今假りに反歩平均廿五貫匁を收獲するものとせば一萬八千餘町歩にて足る日本に於ける反當收獲は三十四五貫目なるを見れば韓國の土地氣候より見て二十五貫目を得るはさしたる難事にあらざるべしと

中山大納言

第六十八席　桃川燕玉

松平越中樣が何故御役御免の願書を差出したかと云ふと、此度の御役一件、越中守一人おや／＼張つて、中山正親町の兩卿都へ追返され、是が爲め一橋中納言は大御所公と稱し奉る事が出來ませぬから、第一一橋樣、並に一橋付きの諸役人が恐ろしく越中樣を惡んで睨切つて居る、長く勤めて居ると越中樣の御身の上にどう云ふ間違ひが出來ないとも限りませぬから、そこで越中樣が强つて御役御免を願つた。そこで御聞濟みに相成りまして、溜間詰仰付けられ少將に御任官をなすつた。是が都へ聞ゑましたに依つて、主上殊の外御惱み遊ばし感一日中山大納言が參内をして主上の御機嫌を伺ひました時に、御手箱の中から一通の書狀を御出しなすつて「之を汝に取らせるから歸宅の上一見を致せ」と云ふ有難く戴いて立歸つて、中山殿が戴いた御書き物を拜見をすると、是が先達て松平越中守が岩淸水八幡宮へ納めました願書、之を見ると中山大納言涙を流して感服をした、噫どうも恐入つたのは松平越中守、惜い役人が辭職をした、早く之を知つたら何とかして越中守を辭職はさせなかつたものをと思つたが致方もございませぬ、間もなく傳奏勸修寺大納言、千種大納言の御兩卿、敕使として關東へ御下向になりました節、御本丸へ登城をして將軍と御會ひになる、御挨拶が濟んで後、彼の松平伊豆守に御對ひなすつて「松平越中守と申す仁は何れに居らるゝ」伊「溜間に伺候致して居ります」勸「其仁に一寸會ひたいから呼んでくれるやう」そこで伊豆樣が越中殿を連れて來て、御兩卿に對面をした時に、勸修寺千種の御兩卿 勸「是は麿が都を立つ時、勿体なくも主上から賜つた、公の事ではない、御内々の事だが之を定信に取らせよと云ふ詔である、御詠の色紙を下し置かれる、有難く頂戴を致すやう、先達て中山愛親が關東へ持參致した御宸筆と云ふは即ち是である」之を承つた越中守ベッタリ御疊に面を擦付け 越「這は勿体至極もなき仰せを承り甚だ恐入りまする、越中此上もなき身の面目、家の譽れにも相成る事でござる、併し一通り將軍家へ申入れ其後頂戴を仕りまする」と三寶へ載せまして直ぐ將軍家へ此段を伺ふと、主上から下し置かれた物、有難く頂戴を致したが宜いと云ふ將軍の御言葉、そこで嗽洗手を致しまして、諸役人列座の中で松平越中守押戴いて見ると、厚紙で封じてございます、宸筆と云ふ二字を認めてあつて、一條關白殿の封印がある、之れを推戴いて披いて見ると中は薄紅梅の御色紙、勿体なくも主上の御筆でございます、黄鳥和琴を詠すと云ふ屑鶴のある

音播に東の琴も和らぎて
綠の鳥も時にあふ聲

と云ふ御製でございます、越中守殿之を押戴いて 越「誠に有難き仕合せ、是は定信子々孫々に傳へ家の譽れと致すでございませう」と大層御喜びになりました、借御兩卿は都へ御歸りになりましたが、越中樣の御計らひで閑院宮典仁親王には御賄料二千石を差上げた、所が閑院宮樣は寛政六年七月の六日、御年六十二歳で薨去あらせられ廬山寺と云ふ處へ葬りました、自在王院宮と稱しました、恰度明治十七年が閑院宮樣の九十年忌に當りまして、始めて太上天皇の尊號を御追贈あらせられました。

今般特旨を以て光格天皇御實父故典仁へ太上天皇の尊號を御追贈、御諡慶光天皇と稱せらる
右告示候事
明治十七年三月十九日
太政大臣　三條實美

と云ふ、デ四月七日に廬山寺で奉告祭がございました九十年目に至つて閑院宮樣へ始めて太上天皇の尊號を上げた、借一橋中納言治久公、文政十年二月二十日七十七歳で薨去をなすつた、最樹院殿と云つて東叡山へ葬りました、中山大納言は御隱居を遊ばして淸風幾月を友とし、世の中を氣安く御送り遊ばされ、文化十一年八月十八日薨去になつて廬山寺へ葬りました、御歳七十四歳であらしつた、松平越中守定信は其後御子息の越中守定永へ家督を讓りまして、御隱居をなすつて樂翁君と云ふ、文政六年三月二十四日、奥州白河から伊勢の桑名へ御國換へに相成つて十一萬石、文政十二年五月十三日御歳七十五歳で薨去になつて、御法名を天樂深德守國院と申上げます、されば中山夢物語の御話も先づ此邊で大尾と致します（大尾）

東拓會社刷新の要なき乎

京城新報

人間は何時迄永き眠を貪らんとするか、田は色づけり、收穫時は來れり、疾く目を醒さずや、是れ某督郡がイスラエル人に向て警告したる語也、余輩は此語を移して東拓會社に警告せんとするもの也、多大の期待を以て迎へられ、韓國拓殖の爲に大に盡す所あらんとて設立せられたる東拓會社は今や殆ど眠に就きて、其大責任を遺忘せるが如き觀なくんば非ず、如何に人の嗜は七十五日の譬あるも、東拓會社の如きは稀也、設立當時の聲の大なりしだけ世人は一層失望せり、一の營利的私立會社と雖も東拓會社の如く冷氣なるもの甚だ稀ならん、如何に百年の計畫なりとも斯迄悠々漫々の施設を爲さずとも可也、世人は其振はざるに失望せるのみならず、殆ど其存在を忘れんとせり、斯く迄世人を失望せしめ其存在さへに遺忘せられんとするに至らしめたる重役諸氏の手腕も亦稀代の珍とするに足らんか。

政府が東拓會社を設置せしめたる趣旨は、[illegible]

東京電報

▲間島領事の決定　浦鹽總領事館の[illegible]士太郎、間島總領事に上海總領事館書記官有[illegible]に内定したり(五日發)

▲慶應選手又勝　[illegible]社合は四對五にて慶應勝てり(同上)

▲虎疫と醫師派遣　警視廳は[illegible]剿撲滅の爲め委員派遣[illegible]以て警察醫五名を派遣せり(同上)

▲陸軍經費の節減　陸軍省は[illegible]隊期を繰上げ一ケ月前[illegible]經費を節減せんとの方針(四日夜着)

▲回米問屋の集會　取引所問[illegible]擔保の責に任せず益横[illegible]全を望む能はざるを以[illegible]省の注意を促すの外な[illegible]屋組合委員は集會を催[illegible]たり(同上)

▲非改革派の活動　憲政本党[illegible]公平を期し人民の疾苦[illegible]減の外なしとし調査を[illegible](同上)

▲仲買の躍起運動　取引所紛議に付き[illegible]主務省へ押し掛け係官[illegible]態なり(同上)

▲賣方仲買の除名　[illegible]停業を命ぜる賣方[illegible]主務省にては詮議の上[illegible]に除名を認可する筈也

▲ブラタス島問題　ブラタス島問題は[illegible]るを以て我外務省は瀬[illegible]速かに調印を了する樣

▲貴院議員財政評　自然增收三千萬圓[illegible]租税の整理を行はんと[illegible]計畫に對し貴院の財政[illegible]せる民力の休養を計ら[illegible]方針は大に多とすべし

▲聯合會と渡米團　開會中の全國商業[illegible]國の我實業家一行歡迎[illegible]なる歡迎の厚意を深謝[illegible]「成功を祈る旨」中野會[illegible]旨」の電報を發したり

北京電報

▲張之洞氏の危篤　張之洞は[illegible]たるに數日來病勢一變[illegible]るを以て一般に憂慮し

●輸出牛檢疫所閉所式

[illegible]十五頭なりしが來る十七日頃には盛んなる開[illegible]し又世話の乘組巡査二名も不日赴任すべし[illegible]れば韓人側の防疫委員會は解散して日毎一[illegible]

●韓部任用試驗の問題

[illegible]にて豫算約四萬圓を豫備金中より支出すと[illegible]に於て教養の上各道へ配置すべしと云ふ

久邇宮同妃兩殿下は目下組合交際界の中心と[illegible]過般來内部警務局に於て擧行したる警部任用試驗は受驗者三十八名、中學術筆記試驗に及第したるも二十八名、口述試驗は目下成績考査中なるが筆記試驗科目左の如し

憲法

一、憲法とは何ぞ

二、國體と政體とを辨明すべし

行政法

一、行政處分と司法處分の區別を辨明すべし

二、韓國各部官制の大要を説明すべし

刑事法

一、日本刑法に於ける刑の執行猶豫を説明すべし

二、韓國刑法大全に於ける竊盜、強竊盜、本色、收贖、造妖律、不應爲律の意義を説明すべし

刑事手續法

一、日韓兩國法に於て刑事の裁判管轄は如何にして之を定むるや

二、日韓兩國法に於て令狀の種類及其效力を説明すべし

警察法

一、韓國警察と日本警察との異なる要點を論及すべし

二、韓國新聞紙は第三十四條(省略)右規定の理由を詳論すべし

國際法

一、韓國に於ける外國人(日本人をも含む)警察の組織及其運用に就て詳論すべし

韓國事情

一、負褓商、一牌、二牌、三牌及奴婢に就き警察上參考となるべき事實を詳記すべし

歴史地理

一、日露戰爭後の日韓關係を規定したる協商の大要を説明すべし

二、朝鮮半島の略圖を掲げ右に就き十三道の境界を示し著名の都會及山川の位置を記入すべし

算術

一、二輪車あり前輪の直徑三尺後輪の直徑一尺とす今後輪の回轉數前輪よりも多きこと百八十回の地點に進行したる時は二輪車の進みたる全距離何町何尺なるか但し輪周は直徑の三倍と假定す

●北極探險の證據

華盛頓國民地學協會はペアリー大佐及クック博士を招待し北極探險の證據を提出せんことを求めたり(同上)

雨殿下の御近狀　[illegible]り玉へり(四日東京經由)

●韓鐵と所管問題(京元三南二線の急設)

韓國鐵道管轄變更問題に就て過般韓國鐵道を踏査したる小林鐵道院參事は語りて曰く韓國の鐵道は收支相償はざる現狀なれば今之を擧げて鐵道院の管轄に移すは左なきだに收支の計算に苦める鐵道院をして益々苦境に陷らしむるものなりとの説あるも予の審査せる所に依れば同國の鐵道は經營の方法如何に依りては有望の鐵道なれば鐵道院が引受けたればとて少しも迷惑となるが如き事なし予の考にては明年度より收支相償はしむるを得べし只世間の風説に依れば管轄變更に就ては統監及び大屋管理局長が熱心に反對し居れる由なるも兩君反對の理由は京元三南二線の急設を熱望する結果なれば鐵道院に於て管理するものと假定して此二線を鐵道院の手にて急設することにせば反對論の如き自然に消滅すべき譯なりと信ず尤も引受けたればとてオイソレと即座に敷設し得べきものにあらず少くも二三年の猶豫を請はざるを得ず二三年後ならば充分見込ありと云ふは昨今全國を通じて景氣恢復し來り現に本院來年度豫算の如き建設改良費に四千萬圓てふ巨額を注ぎ込み得る程なれば此先き甚しき不景氣の襲來さへなくば右二線の敷設は鐵道院に取りて決して難事にあらず此點に就ては總裁の腦裏に名案あるものと信ず但し以上は予の私見にして問題は依然として未定なりと云々

●學相の辭表提出

學部大臣李載崐氏は去る二日遂に辭表を李首相の手許まで提出したり同氏が辭意を漏らしたるは司法權委任協約締結當時にも此事ありて當時は李首相懇ろに其不心得を諭して決して危機を誘致すべくもあらず故に協約締結は倍々韓國の安全を期する所以に斷然思ひ止まるべき樣戒めたる結果遂に沙汰止みとなれり然るに其後更角兩者の間に意思疏通を缺く事多く玆に辭表提出の運びに至りたる次第なるが現内閣は李氏の退任あるも何等動搖を見ず更に後任を撰定して益々其地盤を堅ふするに到る可しと云ふ

●警察官署の新設

司法權は愈々來る十一月より實施すべきに就き内部警務局は之れに伴ふ結果として各道を合せ二十ケ所の警察署を新設する計畫

●九月中漁業權許可數

九月中に農商工部の許可せる漁業權は十三件なるが之を道別にする時は江原二、咸鏡南三、平北一、慶南四、咸北三にして種類より別ては第一種七(地曳網)第四種六(擠水器)にして漁業法施行以來本月四日迄の許可數累計は二百〇八件なり

●明年度各部豫算提出

目下各部に於て編成中の來年度豫算は制規より云へば先月中に度支部へ提出すべき筈なりと雖も學部の豫算が今五日提出せられたる外其他は未だ提出なく來る十日頃までには出揃ふべしといふ

●水上警備船木浦着港

警務局に屬する水上警備船の先發隊五隻は一昨四日午前十時麗水警備所へ到着したるが内二隻は昨五日木浦へ廻航せし筈

●採用巡査の配置

過日擧行したる巡査採用試驗の受驗者は約百六十名にして内及第者は八十四名なるが巡査の前職あるものは直ちに巡査に採用して防疫事務に應援として實務に當らしめ其他は漸次練習所

●破損滊艇の修繕

過日吳港に於て破損した巡邏船石油發動滊船一隻の修繕は既に其材料も大阪より到着したるにより八日頃同所を出發することとなるべしと

●要塞と私立學校

咸鏡南道虎島の要塞員は韓人子弟を教養する目的を以て今般私立學校を設立したれば學部より韓人教師一名を近々同校に派遣すべしと云ふ

●山監山直配置濟

地方の陵三十六ケ所に置かるべき山監監視人山直九十二人兼直九十一人は九月中に夫々配置を終れり

●輸出税の廢止難

韓國の輸出貿易殊に米穀の輸出奬勵は商業會議所に於ても多年の宿題として其筋の當局者も之れに多大の注意を拂ひつゝあるは事實なれども輸出税は六十六萬圓餘の内其の九分は穀物税なれば現今の場合直ちに之れを全廢するてとは韓國今日の貧弱なる財政にては到底實行し得ざることあるを以て當局者は之れに代るべき財源の苦心中なるが近頃關税局にて調査し居れる米及大豆の如き皆此の資料に充つるものゝ由なるも今日の場合到底之れを實行すること能はず強ひて關税局の所管に於て其の財源を見出さんとすれば軍需品、統監府用品、鐵道材料水道用品、瓦斯電氣會社の材料及領事の貨物等に就きては從來の協約又は慣習上にて無税通關を爲し居れるに依り是等のものを有税たらしむべく變更すれば一部の有力なる好財源なりと雖も容易に行はるべきことにもあらず故に遠き將來に於て税制の整頓せらるゝ時を待つにあらざれば現在の財政狀態に於ては到底行はるべきことにあらずと云ふ

●韓銀の創立總會

目下東京の創立事務所に於て創立準備を爲し居れる韓國銀行は既に其割當株も確定したるを以て來る十三日迄に拂込を終了し同二十九日創立總會を開く豫定なれば來月五六日頃渡韓の上一銀との引繼に着手すべし

●一銀貨幣發行高週報(自九月二十六日至十月二日)

第一銀行券總發行平均高	一一、三八四、四〇〇
内 正貨準備發行額	三、九四二、九〇〇
保證準備發行額	七、四四一、五〇〇
銀行券平均手許有高	七五五、七九一
銀行券市場平均流通高	一〇、六二八、六〇九
硬貨發行額(十月二日現在)	四、七〇二、八六〇
内 金貨二十圓	一、三五〇、〇〇〇
同 十圓	五〇〇、〇〇〇
銀貨五十錢	七一四、五〇〇
同 廿錢	八六三、〇〇〇
同 十錢	六七一、五〇〇
白銅貨五錢	七六七、二五〇
青銅貨一錢	一七〇、六二〇
同 五厘	六五、九九〇
金貨五圓	五〇、〇〇〇

●電車延長と願書提出

日韓瓦斯電氣株式會社に於て以今般電車を黄金町(十八銀行前)より永樂町赤門前まで延長することに決定し之れが布設の願書を

●天氣豫報(自五日午後六時至六日午後六時)

●江原道地方の大豐作

京城理事廳へ提出したるを以て許可あり次第工事に着手する筈なりと

江原道より近頃到着したる報告書に依れば同道春川、揚口及麟蹄等の各部落に於ては未曾有の米作大豐穰とて地方人民は豐年の歌を作りて歡び居れりと

●仁川局爲換扱高

仁川郵便局の九月中に於ける爲替取扱高は左の如し

種別	口數	金額
爲替振出高	一、六六八	三一、九七一、一八〇
同 拂渡高	一、七五五	四〇、三七九、九二〇
取立金受入	一七八	一、八七四、四五〇
同 拂戻高	三〇七	二、三〇二、三七〇
外國爲替振出	八	一〇七、八二〇
同 拂戻高	六	一四三、七二〇
貯金預高	六六六	三、二〇七、九一五
同 拂戻	二二	一、六〇八、四九九
振替貯金受入	三二五	一〇、〇三二、三七三
同 拂渡高	二二	一、六〇八、四九九
合計	四、七二五	一〇三、一八四、六三六

●去月末居留戸口

客月末日に於ける京城居留民團管下邦人在留者及び其異動增減は左の如し

增		減	
戸數	一一	戸數	一四
人口 男	三八八	人口 男	四七
人口 女	三四四	人口 女	四七
出生 男	二六	死亡 男	三九
出生 女	二五	死亡 女	三四

にして現在數は戸數七千五百六十七戸、人口二万七千三百五十九名内男一萬五千百七十一名女一萬二千百八十八名なりと云ふ

●京城本年の初霜

去る三日韓國北部にありたる高氣壓東進せしや否や再び滿洲地方の氣壓增高し昨日以來北西風吹き氣溫著しく下降して今朝長春は零度に達し營口は初雪を報じ當地に於ては最低氣溫七十四度に降り草上に薄霜を認めたり之れ本年の初霜にして昨年に比して七日又平年よりも五日早し(十月五日京城測候所報告)

●雜誌朝鮮十月號

不將變旭邦氏の時事評論は面白し、論說欄は例により各名家の卓說を收む、ハルバート、宇佐川總裁安達代議士等の訪問錄は最も興味を以て讀過す、其他文藝雜纂共に記事豐富なれども本號には旭邦氏得意の人物評判記なきを憾となす惟ふに是れ主題とすべき適當なる人物の見當らざりし爲ならむか

●滿洲方面の初氷

昨日仁川觀測所に達したる電報に依れば奉天長春邊に於ては去四日午前六時頃氣溫氷點に降り初霜初氷を見たる由にて之れを例年に比すれば本年の方霜に於て七日氷に於て一日晩く又昨年に比すれば霜は四日氷は三日早かりしと

●瓦斯引用の申込

日韓瓦斯電氣會社にては引用希望者にして十月十五日迄保設金を添へ申込む者は無料にて瓦斯管の引込を爲し十五日以後の申込者には相當引込料を徴する筈なり尚ほ十五日迄の申込者に對しては本年中瓦斯代金二割引を爲すと

●警察署敷地寄附

元山居住宮原[illegible]七氏は同地警察署新築に就き價格約千圓の地面を寄附したれば内部大臣より褒狀を贈り松井警務局長よりは銀盃一組を贈與す

●仁川經濟會開期

仁川經濟研究會第二例會は愈々來る九日午後七時より民役所樓上に於て開會することに確定したる由にて當日は宮木税關長の講話ある筈なりと云ふ

●深田課長の出張

農商工部深田度量衡課長は度量衡法施行狀況視察の爲十一日間の豫定にて五日新義州鎭南浦方面に出張す

●白石博士の入京

日韓瓦斯會社重役白石博士は去る四日入京天眞樓に投宿したり

●徐山林局長巡視

同局長は山監山直數名を率ゐ五日午前二時南山保安林を巡視す

公 人 私 人

▲伊藤幸次郎(滿洲日々新聞社長)四日入京

▲犬塚信太郎(滿鐵理事)四日退京し釜山へ

近事片々

▲祖國　米作收穫の豫想は亦五百萬石增加す兎に角本年は大豐作と見るも過ならんか

▲豫想　と輸入とは每に相違するものなれど先以て五千万石の收穫は大丈夫と見て可

▲爲に　各地に豐年祝行はると豐年を祝する可也唯豫想の聲に浮れて踊り狂ふは非也

▲韓國　も當局の報告によれば先づ平作なら む玆に於て韓米輸出先を大に考ふべき也

▲歐羅　巴輸出の奬勵は最も必須其方法は種々あらむも運送費の低減を計るが最肝要

▲韓米　需用地と知らるゝ獨逸英國和蘭白耳等の市場に能く之を廣告する必要あり

▲此等　に就て當局者は宜しく施設する所なかる可らず是こそ韓國貿易の百年大計也

▲水道　會社の專横は惡むべし殊に濁水を豫防せず市民に之を飲ましむる如きは極非

▲文明　國人の事業にも似合はず公共の福を缺ぐは甚だ彼等の爲に惜む速に悔改せよ

▲如何　なる契約によりて水道權を得しかは知らざれど將來の爲に大に憂ふべき事也

▲私貿　國有地處分の如く前に溯りて調査するの必要なきか水道問題市民の生命問題

▲民團　と瓦斯會社の交渉は終に不調に歸せりと双互に理屈あらんも何とか調停せざ

▲民團　の申條は大体に於て決して無理ならず會社側にて讓歩するが至當ならざるか

▲水道　電氣瓦斯杯は可成市の事業とするを可とす營利一方に遣られては甚だ困る也

▲露國　新聞類に日淸協約に批難を試む猜疑の眼を以てすれば何ものも疑の種となる

▲近時　獨逸の對淸策は驕慢を極むるとの批難あり然り獨の遣方は往々深酷を極むる也

▲此點　露國は獨逸を嫌忌する故義なし唯日本に向て平和害を叫ぶは甚だ迷惑至極

▲プラ　タス島の評價二萬圓内外ならんと西澤の設備は若かく價値なきものあるにや

▲吹田　五十萬圓決議二万圓は餘り蹶踏も甚だし併し幾年間の損害を認識するを要す

▲蝦夷　富士の名ある利尻山に初雪降り積る事五寸餘と北海道の北部は冬の寒い苦盛

日より其の事務を開始せし[illegible]

▲[illegible]の總高は合計三百二十二頭にして此内[illegible]放せしもの百九十六頭繫留中のもの百二[illegible]

●警備船乘組巡査配置 密漁船取締りの任務を帶べる監視船に乘組むべき巡査は鎭南浦、兼二浦、龍岩浦、龍塘浦に配置[illegible]

●仁川虎疫の全滅 [illegible]の通り頗に終熄して一昨日及び昨日とも新患者の發生を見ず殆ど撲滅の域に達したりと云ふ

●新秋の流行界

△三越呉服店員の談

秋の彼岸も昨日と過ぎ天高くして空吹く風も何となく肅殺の氣を含み秋の千草は露重たげに野邊に咲き亂れこれより近郊の秋漸く闌く優に淸遊一日を消するに適するの季記者は今秋の流行界の消息奈何と三越呉服店を訪ふたから後れはせながら聊か記せば

▲流行の魁 京城地方の今年の流行衣裳は内地のそれと大差なく大同小差なりされども當地にては葡萄色、花鳥模樣等一般に米澤織の如き光澤ある派出なるもの流行する傾向ありて一時非常に歡迎せられし鹽瀨物は近年漸次衰退の傾あり花鳥模樣殊に下衣は以前は上下共色合は揃ひ物なりしに目下下着だけは別模樣のもの嗜好せられ何は色合は著しく變遷を見ず現今では淡雪鼠、鼠色、筑波色位のものなり而して茲に奇なる現象は東京及び京阪地方にては時好の花なる藝妓が一般流行界の先驅者なるが韓國にてはこれと全く反對して奥樣方が總て衣裳界の魁を爲すの觀ありて此點に於て内地のそれに比し當地の藝妓は到底第二流たるの嫌ひあるを免れず

▲た召類其他 小紋抔よりは聊か目新しき高尚優美にして趣味に富めるもの喜ばれ價格は十六圓より二十圓位にて米澤織、秩父縞は依然として廢れず現今餘り華麗なるものは見向きもせぬと云ふ程廢れたる樣なり帶は厚板にて鶯茶色で價格二十四五圓より三十七八圓位のもの流行す

▲韓貴婦人向 韓國婦人は概して濃艶にして最も派出なるものを嗜好し色合は時色(桃色)ヒワ色、水色、紺上、納戸等にして冬服は紋琥珀、紋緞子、紋羽二重、紋糯子等の賣行宜しく價格は紋琥珀韓尺大巾一尺一圓より一圓二十錢迄紋緞子同じく九十錢より一圓二十錢位なりと

▲男子向き 韓人男物は茶色、水色、鐵色等の無地琥珀或は八王子產なる價格二十圓前後の絲織類にして絹物よりは一般に無地物多く愛用せられ綿物としては八王子及び京都產の地味なるものに限らるゝやの觀あり因に經濟界不振の結果近來韓人の購買力著しく減少せりと云ふ

●田中伯の新戀人

▲小林孝子は既に破鏡 ▲後釜は稻垣の未亡人

小林孝子と云へる市井の一美人に焦がれてより榮譽此上もなき宮内大臣の職を抛ち遂に世の塵を避けたる伯爵田中光顯氏に就て近來奇しき物語りあり

さても虛榮の權化たる彼れ小林孝子は田中伯の宮相辭任後正式の結婚を爲し五十の春をきゝ濃やかなる夢を結び己が一上なる老伯と共に岩淵の別邸に浪生の歡樂を盡して居たるが、話變つて此夏以來避暑を名に小田原なる田中伯邸宅附近に入り來れる貴顯紳士さては數多の婦人の中に年齡三十路を過ぎたるべけれど化粧のいと巧みなる爲め五つ六つは年齡を包めるおでやかなる洋裝の婦人ありて某旅館に宿れるが屢々田中伯邸を訪づれ夜更くるまで伯と語らひ折に觸ては伯の邸に一夜を明す事珍らしとせず、抑も此美人と云は本春スペインにて物故せし公使稻垣滿次郞氏の未亡人ねい子にて彼の稻垣氏が東方策の著者として一時世間に謳はれし頃松浦家より嫁したる才色並びなき夫人にして良夫と相携へ彼の地の外交社會に怪腕を揮へる事は人の知れるが如くなるが良夫に別れて以來空閨を守る事の難きにや誘ふ水もあらばとの風情に好者と聞へし伯の生命をかけ嗜ひてし孝子なれど怪腕のねい子は又より以上で何時かは約束成りしに日一日と孝子の寵衰へそぐはぬ緣は合せもの離れ易く斯くて九月上旬若干かの金に破鏡の嘆を見るに至れりと、田中伯の大資産と伯爵の尊號と伯の助平と老年とは虛榮心深き當世婦人の目的物となり何れも彼の餘年なきを見込み天晴れ伯爵未亡人となり濟まさんと望める者多きが中に怪物孝子を蹴落して後釜に座はらんとするねい子も又豪いかな、さるにても東方策の大著者稻垣君地下に瞑するや否や

●再び專用水に就て

△社會的制裁を加ふよ

大韓水道會社が市内虎疫流行の折柄其筋より公衆衛生の爲め專用水栓の開放供給方を交渉せしに關し會社は私腹を肥さんため其交渉條件に付き橫暴を極めしに就ては本紙の既に業に其悖德を攻め一面當事者に向つては之が善後策につき警告せし如くなるが三浦理事官は茲に大に見る所ありて去る四日理事廳諭達第十一號を以て不得已臨機の處置を斷行し今後同會社の水道水を使用する一方り市民の注意すべき事項を列擧懇示し且つ諭達したるは大に吾人の意を得る近來の快事と謂ふ可し尚ほ此際市民は該諭達に基き苟くも弱點を捕へざらしむると同時に契約上の權利は飽くまでも之を遂行するの勇氣を以て去月二十六日より同二十八日に亘る時間内に水道水汚濁の爲に被れる總ての損害を詳細に調査し直に理事廳に其旨申出で以て當局者に交渉の利便を與ふべく啻して吾人は市民が斯る沒公德問題は此際寸毫も假借するの必要なきを以て當局者に交渉材料を與ふるに吝ならざるを信ずるものなり我帝國の民法は不法行爲の編に於て此種の損害賠償の規定を設けて其責を明にせり試に其全文第七百十條を記せば

他人の身體、自由又は名譽を害したる場合と財產權を害したる場合とを問はず前條の規定に依り損害賠償の責に任ずる者は財產以外の損害に對しても其賠償を爲すことを要す

卽ち財產以外の精神上の苦痛に對しても遠慮なく損害額を見積り我が賢明なる當事者と相俟つて私欲の爲めには世人の生命までも犧牲に供し恬として毫も恥ぢざる大韓水道會社に致命傷的社界制裁を加ふるを要す

●惡通關屋の續出

▲仁川の一大疑獄事件

仁川署が大英斷を以て市内に於ける惡通關屋の退治を初めたる由は前號所報の如くなるが又々仁川本町四丁目居住の通關業者福岡縣生れの土屋茂吉(三十)及び同店員京都府生れ西井次郞吉(三十)の兩名は去る一日同樣なる犯罪の下に仁川署に拘引せられ目下取調中の由なるが吾社は其犯罪顚末に就て知悉するものありと雖も今や豫審中に屬するを以て詳細を此處に報ずる能はざるを遺憾とするものなりされど其筋の取調の進行に伴ひて更らに事件の眞相を報ずるの時あるべければ、本件は近來に於ける仁川の疑獄にして或は意外なる邊りに飛沫の行なきや計り知る能はずと云ふ

●全國の虎疫患者

▲京城の終熄愈々近し

四日午前六時より五日午前六時迄發生の京城虎列剌患者は十四名内韓人十三名日本人一名累計韓人九百四十三名日本人百三十四名滿人二名現在患者韓人九十名日本人三十二名全治韓人六十六名日本人三十四名なり△水原三名△開城二名△海州二名△驪州三名△楊州二名全國累計千五百八十三人なり

●博徒泥棒を稼ぐ

先月の廿六日仁川花街通りを通行しつゝある青年の擧動何となく不審の點あるを流石は驗、掌柄着目したる仁川署三刑事は本署に同行して取調べたるに此奴は元龍山の博徒觀分渥見の乾分なる山口縣大島郡沖浦村當時住所不定の山崎事近藤芳雄(二二)と云へるものにして本年六月頃數名の惡漢と共に共謀して江華島に於て約六十圓餘の高麗燒を探掘して轉賣したるを手初めに翌月京城鐘路通り某韓人方の自轉車を窃取して之れを南大門外なる某古物商に十二圓にて拾賣し尚ほ龍山の某所にて衣類十數點を窃取したるのみならず先月十四日楊州郡某韓人所有の價格七十圓余の牛を窃取し之れを仁川府まで自ら曳き行きて姓名不詳の韓人に金二十八圓四十錢にて賣却したる犯罪の事實逐一判明せしが尚ほ餘罪ある見込みにて嚴しく取調中也と

●講演

豫て社告せし神田松鯉の講演に係る鎭西八郞爲朝は愈々明日の紙上より連載すべし

●賊魁を逮捕す

九月廿四日靑松憲兵分遣所上等兵以下四名は賊徒捜索中賊魁李石伴部下廿五名を率ゐ同郡縣東面文居洞に在るを探知し之を包圍したるに既に同面道坪洞に至りし後なりしを以て之を内偵せしに同夜八時頃其七名が酒幕に飲酒中なりしを以て不意に之を襲ひ格鬪の上賊魁李石伴(三十)及び其部下姜大敬(二九)の兩名を逮捕したるに彼等は一昨年興海郵便局を襲ひ所長及び妻子を殺害したるを白狀したるが當時の部下は二百五十名なりしと

▶平民文庫◀

▲水道會社が理事官の交渉に應ぜざりしは同會社の設立當初の大目的に到達する機を速くならしめた、同會社の外交手腕は敬服に値ひする、が併し餘りに辛辣に過ぎたるは只に同會社の爲めのみならず一般キリスト敎國紳士の爲めに惜む所である、雖然失れだけに會社は日韓官憲及び人民を苦めて私立水道會社の橫暴に堪ゑざらしめて買收交渉を一日も速くならしめ特權渡の賠償金をウンと占る量見なのだ、量見は憎いが扨て何うする事も出來ない、堂々たる日本帝國の威力も一外人の專橫を抑制する事が出來ないとは情けない、然るにても太いのは水道會社の量見で細いのは其の埋設鐵管だ(紅)▲水道水濁水の爲め受けたる損害を理事廳に申出るのは書面に認めなくてはならんのですか(溫突仕人)▲成る可くは書面にて申出らるゝが便利なるも口頭にても差し支へなきこと無論なり(係)●「每夜正七時より競演相語り候也旭町競賣所」相語りとは奧に振つちよると云ふ可しだ(はの字)▲京城○報社の前の西洋館の女中は先日も新聞に出されて居たが未だに改心しないと見ねて中間の女中の事を主人に評告するのだからひまを取つたと云ふ話だが困つて阿魔も有つたものだ(天下晃通生)▲西小門通橫濱亭の砂糖子さん昨晩は筒袖に兵古帶姿の○○さんと未だ九時と云はんに長谷川町を通り本町一丁目ちら支店の前を今晩と通り過ぎわたしはすきさんと云はん計り旭町一丁目橫小路より南大門外へ○○さんの宅へお泊りとはお樂しみ(一閑生)▲どなぞだしてくだされ願上ますと書てある條稱を貰いたいと思ねる(小僧)

北西風晴
三日(華氏) 最高溫度 六九、八 最低溫度 五四、〇

各種 洗濯石鹸 專門製造販賣

用途 陸軍、鐵道、船舶、鑛山、水道湯屋、散髪、諸工業用

京城旭町二丁目 (電話九七三番)

朝日石鹸製造所

▲無料紹介欄▼

人事部

●募集 敏腕なる外交員至急雇入たし 京城旭町三 京城廣告社

●小僧入用 京城大漢門前 遠藤洋服店

●被雇たし 染織學校卒業商業に經驗あり商店を望む京城美洞三十統十一戶 藤岡廣吉

●女中入用 三十才前後の婦人にして裁縫の心得ある人を求む 旭町一 旭町競賣所

●募集 敏腕なる外交員至急入用希望者は直接京城本六清稽新聞社へ來談あれ

●求職 年四十五確實なる身元保證人あり如何なる事務をも厭はず 姓名在社(四五五)

●少年入用 十七八才少年入用 大和町一丁目 爲春堂醫院

●被雇度 病醫院の藥局員として被雇たし斯道に經驗あり 氏名在社(四四八)

●告ケ一生 紙上の匿名は可なるも絕對の匿名にては不可少くとも本社へは本名を明かさすては掲載せざるは本欄の内規也(係)

物件部

●電話至急買受たし 氏名在社(四四三)

本町赤門を起點として五間を距らぬ上等韓人建家土地共一坪五圓内外に賣却す望の人來宅あれ 永樂座横 本田

●電話讓渡したし 氏名在社(四四五)

●貸家 若草町二丁目にて官吏會社員向き貸家二軒あり 若草町一ノ二九 矢島

廣告

入院随意

內科 外科 小兒病 梅毒淋病

京城壽町三丁目

高井醫院

院長 陸軍軍醫正 高井貞治

電話(二一六)

折箱 製造元

京城明治町一丁目五十番戶 漢城病院下横へ入ル

箱信事 鳥山商店

眼科專門

京城本町一丁目憲兵分遣所前

江頭眼科醫院 (電話三三)

前漢城病院眼科部長 醫學得業士 江頭富雄

◎牛乳 (純良 消毒 檢查濟)

韓國畜産株式會社

南大門外(電話八八番)

馬車配達

●●●滋養と牛乳●●●

純良 牛乳

京城東四軒町 岡野牧場 電話壹〇六九番

●●●衛生と消毒●●●

入院随意

諸般の設備を改善して一般診療に從事す

內科小兒科部長 院長 安藤一郎

皮膚病外科部長 醫學士 鶴田善重

花柳病

產科婦人科部長 醫學士 山添喜代藏

耳鼻咽喉科部長 石田誠

診療時間每日自八時至後二時(但日曜大祭日休業)

京城明治町一丁目 電話十二番

漢城病院

●品質純良の牛乳を得んとせば乳牛の食料に注意を要す 搾場屎に此に留意し好良の食料を給す

京城本町五丁目(電四七番)

販賣元 松尾支店

京城東四軒町(電〇番)

搾取所 松尾牧場

●搾場搾取の牛乳を愛飲せらるゝ御諸君は最も滋養豐富風味佳良の牛乳を飲用し得らるべし

荒物世帯道具一切

大坂 製白絞油和洋蠟燭 和傘岐阜提灯魚釣道具

卸小賣

地方在住の各位には御申越あり次第代金引替證付又は代金引替小包郵便を以て御送付申上候尚弊店營業品目錄御入用の御方は御通知あり次第送呈申上候

荒物世帯道具 各國諸油米穀 銘酒澤龜アサヒサッポロ麥酒 並に買次業

京城本町六丁目

西崎嘉七本店

電話長二一〇 電略(ニカ又はニ)

振替貯金口座東京(九四一七番)

廣告

暖爐各種

煙突取付並ニ煙突掃除大勉强

京城本町五丁目角一番戶 馬木勇吉 電四七一番

龍山山下町兵器廠官舍通入口 馬木支店 電三六四番

東京足袋

正札付大安賣 厘毛引なし安心して買へ升

本店東京 大和屋

京城大和町一丁目(日の出橋際)

藤井出張店 電話二百〇五番

薬學博士丹波敬三先生發明

消毒 防臭 殺菌劑

クレシン

クレシンハ虎列刺菌、膓窒扶斯菌、實布的里菌等黴菌中最頑强ナル黴菌發生ノ抑止殺滅ニ偉大ノ効力ヲ有スル事現時發賣スル他ノ防腐消毒藥中比較ス可キモノナク而モ其價格ハ非常ニ低廉ナレバ惡疫流行ノ兆アル昨今公私衛生上殊ニ必要ノ良劑ナリ

販賣元 東京 合資會社 高田商會銀座販賣店

韓國特約店 京城本町 山岸天佑堂藥房 (電話三百七十二番)

各藥店にて販賣り

食道樂

さかね家

壽町二丁目 ● 電話九四四

些も猥がましき分子を含まず

調理と設備の氣の利いた所を命として賣出申候

高尚にして而かも華美に流れず

紳士淑女を俟つに耻しからぬも極めて質素を旨とし

萬事御手輕を專一といたし候

尤も趣味深き娛樂場として

御心置なく一日の御淸遊に適すべく風呂及び娛樂器の備をいたし候

營業科目

活版、石版、銅版 各種印刷 帳簿裝釘、書籍 製本及ビ印刷 諸材料販賣

日韓印刷株式會社

遍ク諸材料ノ精撰ヲ計リ期日ノ正確ヲ旨トシ最モ敏活ニ最モ低廉ニ御高需ニ應ジ候間多少ニ不係御注文ノ程希上候

本社 京城明治町三丁目 電話三二三番

出張所 東京麴町區麴町八丁目十九番地 電話番町二九〇番

消毒用デシンフオルマリン外一式

病虫害驅除豫防藥一式

工業用藥品一式

農具種子苗木肥料類

京城本町一丁目(長谷川町筋)

三輪商會

電話三八六番

たやすくうります

綿わた ワタ

ふとん地色々、ふとん調進、太物類、洋反物類

京城明治町一丁目四ツ角

卸問屋 唐川商店

電話二六一番

特約販賣 自製

漬物 味噌 醤油 製造元

京城本町五丁目

大上商店

和洋酒、精酢、穀物麵類、銘茶、罐詰、乾物荒物、食料雜貨、ビール、米糀、塩辛、日本食鹽各種特約販賣尚御望に依り商品切手調進仕候

(電話二一五一番)

熱誠敏速ニ法律事務ヲ取扱フ(紹介ヲ要セス)

辯護士 岡田榮

京城旭町二丁目六十七番戶

(電話三九八番)

代書

京城本町一丁目 成巧館代書部

ゴム印彫刻

南部警察署前 成巧館彫刻部

時節柄敷物及夜具等新調仕り室内の設備も相整申候御客樣に對しては叮嚀親切を旨とし調理の義は從來よりも一層勉强可仕候間倍舊の御引立奉願候

京城南山町四丁目

原金旅館

(電話長一〇七番)

★株式會社百三十銀行 韓國總支店

京城本町二丁目十五番戶 電話五十八番

資本金五百萬圓

頭取 安田善三郎

爲替取組先

畿內 大阪、京都、西陣、伏見、奈良、郡山、八木、高田、田原本、堺、岸和田、御影、兵庫、神戶、平野、住吉、茨木、下市

東海道 東京、横濱、大磯、甲府、靜岡、名古屋、半田、熱田、四日市、津、山田、桑名、松阪

東山道 彥根、八幡、大津、長濱、大垣、岐阜、前橋、伊勢崎、宇都宮、福島、若松、青森、秋田、能代、七崎、高崎

北陸道 小濱、福井、敦賀、鯖江、金澤、大聖寺、富山、伏木、新潟

山陰道 宮津、舞鶴、新舞鶴、豐岡、鳥取、米子、境、松江、久手、大田

山陽道 龍野、姬路、西大寺、笠岡、高梁、玉島、福山、柄、府中、尾の道、三原、廣島、岩國、山口、柳井、平生、下關、萩、德山、小郡、長府、網干、牛窓、味野、岩見、岡山

南海道 串本、御坊、田邊、新宮、和歌山、尾鷲、州本、撫養、德島、善通寺、丸龜、高松、八幡濱、川之石、宇和島、今治、西條、松山、三津ヶ濱

西海道 直方、飯塚、博多、福岡、若松、久留米、若津、中津、小倉、門司、行橋、後藤寺、佐伯、別府、大分、伊萬里、牛津、長崎、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、八幡、長洲

北海道 函館、小樽、札幌

台灣 臺北、臺南

淸韓國 仁川、釜山、元山、鎭南浦、平壤、木浦、羣州、大邱、群山、安東縣、晋州、尙州、馬山

銀行一般の業務精々便利取扱可申候

日本郵船株式會社 仁川出帆廣告

仁川海岸通 電話三九番 貨物及船客取扱店 郡回漕店

●釜山長崎門司神戶行 山東丸 十月二十四日午後三時出

●大連、芝罘、牛莊行 高砂丸 十月十四日正午時出

●大連、大沽、牛莊行 山東丸 十月十二日午前四時出

●大連、大沽、牛莊行 酒田丸 日正午時出

●釜山出帆、元山、淸津、浦鹽行 立神丸 十月六日午後出

御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事

特定搾乳所 荒井牧場 牛乳

電話一〇五六

●新聞料 一枚金二錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ▲三ヶ月金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵稅一ヶ月金

●廣告料 五號活字十九字詰一行一回五十錢 五號活字十九字詰一行金六十錢

發行兼編輯人 高木久馬太

印刷人 撫久神一郎

發行所 京城新報社 京城西署西小門通 電話六六